

## 青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第35回）議事概要

1 日時 令和3年7月5日（月）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

小山田文泰（地家），小池忠太（地家），児玉寛子（家），佐藤健一（地家），鈴木義和（地），瀬田浩久（家），田邊三保子（地家），月舘法弘（地），橋端智和（地），三浦裕子（家），三上富士子（家），若木茂子（家）

(2) 説明者

高橋信宏地裁事務局長，貝原弓子家裁事務局長，萩生知明地裁総務課長，大川尚子家裁総務課長

4 議事

(1) 開会

(2) 田邊地家裁所長挨拶

(3) 退任委員の紹介（敬称略）

石井俊和，工藤亨，工藤洋平，志村敬，福井直文，森清

(4) 新委員の紹介（敬称略）

小池忠太，小坂秀滋，田邊三保子，月舘法弘，橋端智和，三浦裕子

(5) 委員長指名（地方裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により，地方裁判所委員会委員長として田邊三保子委員を選出した。

(6) 委員長指名（家庭裁判所委員会規則第6条1項）

委員の互選により，家庭裁判所委員会委員長として田邊三保子委員を選出し

た。

(7) 協議テーマ

- ア 調停委員候補者を確保する方策について
- イ 裁判所における災害対応について

(8) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

- ア 調停委員候補者を確保する方策について

意見交換に先立ち，青森地家裁における調停委員候補者の確保に関する状況等についての説明を行った。

◎ 現に調停委員をされている方，過去に調停委員の経験がある方に，調停委員になられた経緯や，調停委員の仕事をされた感想等をお話しいただきたい。

○ 社会福祉士会の推薦で調停委員となり，40歳から20年近く勤めている。月1～2件のペースで事件を担当している。

他の調停委員の話では，意欲はあっても事件の指定が不定期であり，予定をあけておいても調停が入らないことも多いため，安定した収入を得るまでには至らず別の仕事に就く人も多いと聞いている。

20年前は銀行OB，県庁・市役所OBが多かったが，最近は少なくなった。裁判所OBもいたが今はいない。一方，調停の内容はすごく難しくなっている。調停委員は親権者変更や親族間紛争などの家事調停事件では当事者同士の解決に結びつけられないことで自信を無くすこともあり，どのように紛争解決に結びつけられるのか，悩んでいるのが現状である。

複数の団体に調停委員候補者の推薦を依頼しているにもかかわらず調停委員が確保できないのは，調停委員の仕事が分かりづらいためではないかと感じている。社会では一般的に定年延長が導入されており，安定した収入を得るという意味では調停委員は選ばれにくいと思う。しかし調停委員の仕事はやりがいがある仕事だと思うので，もっと専門職団体に働き掛け

ると推薦してもらえないのではないか。

- 保健所を定年退職してから10年間調停委員をしていた。上北地区は医者が少ないため看護職であったが医師枠で推薦されて調停委員となった。精神疾患がらみのケースや重度の認知症のケースを担当したことから、専門分野に応じて事件が割り振られていると感じた。

県看護協会会長の時に調停委員候補者の推薦を依頼されたが、青森の裁判所1本で依頼が来た。この場合、青森市やその近郊の人を推薦することになる。支部や簡裁等の庁ごとに、必要人数を記載しての依頼であれば、地区に応じて不自由なく推薦が出来る。

- ◎ 調停委員として適性のある方を、幅広く推薦してもらうために、どういう団体等に依頼をすればいいか、どういう工夫が考えられるか伺いたい。
- 年齢的には40～50代の方を確保すれば長くやってもらえるものと思うが、調停委員としては、ある程度人生経験があつて、少し達観した方が向いているイメージがある。40～50代という専ら働き盛りの世代は調停委員に向いているのか。
- 調停を利用している当事者が若くなっているので、年配の人より若い人の方が感覚が分かると思う。夫婦関係調整事件でも、20年前はやり直す方向で調整を進める人が多かったが、最近の若い人は、お互いに早く新しいスタートを切った方が良いという人も多く、考え方が世代間でずれてきている。普通感覚を持っている方であれば若い方が向いていると思う。
- そうであれば年代を指定しての推薦依頼も良いのではないか。  
商工会議所であればいろんな年齢構成の人がいるので対応可能だと思う。
- 医療関係であれば40～50代は働き盛りであり、調停委員候補者として団体から推薦するのはとても無理だと思う。逆に、医療関係であれば一定のキャリアを積んだ60～70代以上の人でも大丈夫な人が多いので、調停委員の定年を延長してもよいのではないか。

- 配布資料によると、調停委員として推薦を依頼している団体の数について、年度でばらつきがあるのはなぜか。

また、推薦を依頼する団体として役所関係が多いと感じる。40～50代の現役世代では役所も推薦しにくいと思う。
  - 年度により、事件動向に応じて必要となる分野や、任期が終了して辞める調停委員の人数が異なるため、ばらつきが生じたものである。

役所関係の団体からは定年退職された方が推薦されている。
  - 年齢は70歳までということだが、資料では70歳以上が19人いる。

任期の更新はいつまでか。
  - 調停委員として任期を更新できるのは原則70歳までである。

特別な知識、経験のある方、経験した事件数等を勘案して、70歳以上の方を再度任命する仕組みになっている。
  - 70歳以上まで定年を延長し、辞める際は後任を見つけてもらうことが工夫として考えられる。人口が少ない地域については、依頼先を増やす意味で、県の社会福祉士会等、県内各地に支部のある組織に依頼をし、総会、定例会等で上部組織からも働き掛けるのが有効であると考えられる。
- イ 裁判所における災害対応について
- 意見交換に先立ち、裁判所における非常災害の基本指針、BCPガイドラインの整備状況及び昨年行った訓練の概況についての説明を行った。
- 災害発生時に、直ちに復旧しなければならないライフラインと同等のものとして裁判所の機能を含めることが相当なのか。

また、長期的に見ると対応が必要になると思われるが、例えば、コロナ禍で注目されたテレワーク等を活用することはできないか。
  - 昨年はコロナ対策の一環として、裁判所でも在宅勤務に取り組んだが、その際パソコンをどうするかといった問題もあり、まずは知識の習得などしたのが実情である。

また、裁判所においては、裁判所に事件記録があったり、手続として法廷で行う必要があるなど、在宅勤務では対応できない業務がある。

◎ 裁判の期日そのものは延期が可能である。一方で水や電気といった生命に直結しているライフラインではないが、犯罪を犯したと疑われた人が出た場合、逮捕、勾留するという身柄を拘束する手続があり、これは裁判所の業務のうち1日たりとも欠かせない業務の一つである。そういった業務は、必ず誰かが担当しなくてはならず、人の確保が必要となってくる。

○ 弊社では、非常時の安否確認には民間の安否確認のサービスを使っている。「無事か」「出社できるか」といったメールが社員に送られ、社員がそれに返信するだけである。安否確認の情報は総務部門が一括管理するというシステムである。上司がメールして返事をもらう煩雑さはないので、非常に優れたシステムだと思う。金額的に安価なものであれば非常に有効なサービスであると思う。

コロナ禍でオンラインが進化し、テレビ会議が頻繁に使われるようになった。災害時対応を含めオンライン化はマストなので、調停委員の確保の面でも、オンラインで調停ができれば、調停委員として参加したい人もいると思う。

○ 災害対応は重要な取組であり、当大学でも毎年安否確認訓練を行っている。実施する日にちが固定なので、土日にあたると、教員、学生共に参加率は大きく下がる。大学では災害用伝言版を利用しているが、学生から、送ったのに届いていないという声も寄せられる。やってみないことには、いざというときに役に立たない。操作してみることで届くかどうか確認ができるので、平日で構わないので続けていくことが重要だと思う。

データの管理もBCPでは重要である。東日本大震災ではある団体の個人情報ほとんどダメになり、復旧に膨大な時間を要したと聞いている。

○ 青森市では災害発生時、その程度に応じて出勤する人を決めており、何

としても出勤する意識に皆がなっている。ただ、職員の安否確認の部分はやっていないので裁判所の取組は新しいと感じた。

メールを利用する場合、メールがダウンすることは想定しないのか。

また、東日本大震災時の仙台、岩手など被災した裁判所における体制はどうであったか、分かる範囲で紹介してほしい。

- 震災時、仙台高裁で勤務していたが、震災当日（金曜日）は来庁している事件関係者や職員の安否確認、来庁者をどう安全に帰すかといった対応をしていた。

翌土曜日と日曜日は、翌週に指定されている裁判期日の実情や、津波がきた地域の近くにある関係機関の機能の確認等、様々な情報を集めて対応を検討する必要があった。そのため、登庁可能な職員を招集し、必要事項、優先事項の洗い出しを行い、翌週には手分けをして必要部署に連絡をした。

震災当日、職員を自宅に返した後に津波が発生したため、裁判所にいたときには安否確認ができていた職員と連絡が取れなくなることがあり、安否確認の重要性を実感した。

- インターネットや放送関係等の情報を発信する機関では、災害等があった場合でもその機能を維持するため、幾重にも対策をしている。発信システム機器を複数用意するほか、非常用発電、無停電電源装置等、東日本大震災以降備えるようになっている。

北海道大停電では、非常用発電機の燃料が不足した例もあるが、物的整備で済むことならば備えるに越したことはない。

(9) 次回開催期日及びテーマ

令和4年2月17日（木）午後1時30分から

テーマは、追ってお知らせする。

(10) 閉会